

横浜薬科大学大学院

学 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、横浜薬科大学（以下「本学」という。）学則第 4 条の 2 の規定により、横浜薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 章 薬学研究科

(薬学研究科)

第 3 条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に薬科学専攻博士課程および薬学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

3 前項の薬科学専攻博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(課程の目的)

第 4 条 課程の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

創薬学及び基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に継続的に取り組むとともに、基礎薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の研究者・技術者を育成する。

(2) 博士後期課程

創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(3) 博士課程

医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する基礎的・医療薬学的研究を推進できる薬剤師及び薬学の科学者を育成する。

(収容定員)

第5条 本研究科の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

博士前期課程	入学定員 8名	収容定員 16名
博士後期課程	入学定員 2名	収容定員 6名
博士課程	入学定員 3名	収容定員 12名

第3章 研究科委員会

(研究科委員会)

第6条 大学院の教学に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために、本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4章 学年、学期および休業日

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とし、博士課程の修業年限は4年とする。

2 院生は、修業年限の2倍を超え在学（以下「在学年限」という。）することができない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日は次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 学園創立者記念日（10月20日）

2 次の期間は授業を休止する。

(1) 春季休業 3月中旬から 4月上旬まで

(2) 夏季休業 8月上旬から 8月下旬まで

(3) 冬季休業 12月下旬から 翌年1月上旬まで

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または授業を行うことがある。

第5章 教育方法および授業科目

(教育方法)

第11条 本大学院研究科における教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目)

第12条 授業科目、配当単位数および履修方法は別表－1、別表－2および別表－3のとおりとする。

(メディアを利用して行う教育)

第13条 教育上必要と認めるときは、前条の授業科目についてあらかじめ指定した日時にメディアを活用することにより、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

ただし、通信手段については同時双方向又はオンデマンド型によるものとする。

第6章 課程修了要件

(博士前期課程修了要件)

第14条 博士前期課程の院生は、本大学院に2年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士前期課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程修了要件)

第14条の2 博士後期課程の院生は、本大学院に3年以上在学し、総計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士後期課程の目的に応じ、博士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて4年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了要件)

第15条 博士課程の院生は、本大学院に4年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(単位認定)

第16条 本大学院の授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 履修した授業科目の試験は、学期末または学年末に行う。ただし、平常の成績または報告をもって代えることができる。
- 3 試験の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。不合格となった科目については、再試験を行うことがある。
- 4 教育上有益と認めるときは、他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を本大学院において履修したものとして、15単位を超えない範囲で認定することができる。
- 5 教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に他大学院において履修した授業科目について修得した単位を本大学院において履修したものとして、15単位を超えない範囲で認定することができる。

- 6 本大学院の科目等履修生であった者が本大学院に入学した場合は、修得した単位について本大学院で履修したものとして、認定することができる。
- 7 第4項、第5項及び第6項により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位を勘案した在籍期間の短縮)

- 第17条** 前条4項、5項及び7項に規定する入学前に当該大学院または他の大学院において修得した単位を当該大学院において修得したものとみなす場合、当該単位数、その単位の修得に要した期間、その他を勘案して1年を超えない範囲で認定した期間、在学したものとみなすことができる。
- 2 前項の適用にあたり、博士前期課程においては少なくとも1年以上在学するものとするとともに、博士前期課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、適用しない。

(学位論文)

- 第18条** 学位論文は、専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とし、これを公開する。
- 2 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、委員については研究科委員会の意見を聴いて学長が任命する。
 - 3 修士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査1名以上で構成する。
 - 4 博士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査2名以上で構成する。
 - 5 前2項の規定に関わらず、審査委員（副査）には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。
 - 6 学位論文の合否評価は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

(最終試験)

- 第19条** 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。
- 2 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により、審査委員会が行う。

(課程修了の認定)

第20条 博士前期課程の修了は、第14条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

2 博士後期課程の修了は、第14条の2の要件を満たした者に対し、これを認定する。

3 博士課程の修了は、第15条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

第7章 学位の授与

(学位の授与)

第21条 本大学院において、博士前期課程修了の認定を受けた者に対しては修士(薬科学)を、博士後期課程修了の認定を受けた者に対しては博士(薬科学)を、博士課程修了の認定を受けた者に対しては博士(薬学)の学位を授与する。

第8章 入学、再入学、休学、復学、退学、転学および留学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は学期始めとする。

(入学資格)

第23条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 博士前期課程

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者

カ その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

(2) 博士後期課程

ア 修士(薬科学または薬学)の学位を有する者

イ 理科系大学大学院において修士の学位を得た者

ウ 外国において、前号の学位に相当する学位を授与された者

- エ 文部科学大臣の指定した者
- オ その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(3) 博士課程

- ア 大学の薬学部（修業年限6年）を卒業した者
- イ 大学の医学部、歯学部、獣医学部（修業年限6年）を卒業した者
- ウ 修士の学位を有する者
- エ 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- オ 文部科学大臣の指定した者
- カ その他本大学院において、修業年限6年の薬学、医学、歯学または獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(社会人の入学)

- 第24条** 社会人として博士前期課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第23条第1号のいずれかに該当するものとする。
- 2 社会人として博士後期課程または博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第23条第2号または第3号のいずれかに該当するものとする。
 - 3 第23条の規定の他、必要な事項は別途定める。

(入学)

- 第25条** 第23条または第24条の各号の一に該当し、かつ本学所定の選考に合格した者について、入学を許可する。
- 2 入学選考の方法は別にこれを定める。

(再入学)

- 第26条** 本大学院を退学した者または除籍された者（第37条第2項から第4項に該当する者を除く。）で再入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。
- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

(転入学)

第27条 他の大学院の院生で、当該大学の許可を得て本大学院に転入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。この際、必要に応じ、転入学試験を課すことがある。

(入学、再入学または転入学の取消)

第28条 入学、再入学、転入学を許可された者が正当な理由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休学)

第29条 病気その他止むを得ない理由により2か月以上学修する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が休学を許可する。

- 2 病気を理由とする場合は、休学願に医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はさらに1年以内限り休学することができる。
- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学期間中は、学費を減免することがある。

(復学)

第30条 休学していた者が復学をする場合は、休学事由の消滅した理由を具した保証人連署の復学願を提出し、研究科委員会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

- 2 休学の事由が病気の場合は、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第31条 退学を希望する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が退学を許可する。

(転学および留学)

第32条 他の大学院へ転学しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長が転学を許可する場合がある。

- 2 外国の大学院で学修（以下「留学」という。）しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長がその学修を許可する。

(満期退学)

第33条 博士後期課程に3年以上、若しくは博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は満期退学とする。

- 2 満期退学を希望する者は、所定の期日までに論文指導教員の承認を経て、学長に届け出なければならない。

(満期退学の再入学)

第34条 満期退学した者が、学位論文の作成を目的として論文計画書を付して再入学を願い出たときは、退学後3年以内に限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

第9章 入学検定料、学生納付金及び論文審査料

(入学検定料及び学生納付金)

第35条 本大学院の入学検定料及び学生納付金（以下「学納金」という。）は、別表－4のとおりとする。

- 2 入学検定料及び学納金は、定める期日までに納付しなければならない。
- 3 納付期間内に学納金を納付することができない場合は、その都度、学長に納付猶予願を提出し、その許可を得なければならない。
- 4 一旦納付した入学検定料及び学納金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(論文審査料)

第36条 学位授与に係る学位論文の論文審査料は、別表－5のとおりとする。

- 2 一旦納付した論文審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第10章 除籍および賞罰

(除 籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 正当な事由がなく学費を滞納し、督促を受けても所定期日までに納入しない者
- 2 第7条に規定する在学年限を経過した者

- 3 第29条に規定する休学期間を超過した者
- 4 死亡が確認された者

(表彰)

第38条 院生が、他の模範となる行為のあった場合は、研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第39条 院生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他院生としての本分に反する行為があった場合、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する院生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱した者
 - (5) その他、院生の本分に反した者

第11章 職員組織

(教員組織)

第40条 本大学院の研究指導は、本大学院に属し、教員資格を有する教授が担当する。ただし、学長が必要と認めるときは准教授または講師に担当させることがある。

- 2 本大学院の教員資格に関する審査については、別に定める。
- 3 本大学院に研究科長を置く。研究科長は大学院に関する校務をつかさどる。

(事務職員の配置)

第41条 本大学院に事務職員を置く。

第12章 科目等履修生、委託生、研究生および留学生、外国人学生、特別聴講学生、特別研究学生

(科目等履修生)

第42条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の院生以外の者で1または複数の授業科目の履修を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が履修を許可することがある。

2 科目等履修生として履修した科目について、本学則第16条の規定に基づき単位を与えることができる。

3 科目等履修生として単位を取得した場合は、本人の請求により成績証明を交付する。

(委託生)

第43条 国、地方公共団体または公共の機関から、本大学院の特定の授業科目について、委託生の願い出があるときは、正規院生の授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ受け入れる。

(研究生および留学生)

第44条 本大学院において、特定の研究を行うことを希望する者があるときは、正規院生の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前条以外の機関から派遣される者があるときは、前項に準じて留学生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第45条 本学則第23条に定める入学資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院の院生で、本大学院の授業科目の聴講を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長が特別聴講学生として聴講を許可することがある。

(特別研究学生)

第47条 他の大学院の院生で、本大学院の研究指導を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長は特別研究学生として履修を許可することができる。

(納付金)

第48条 科目等履修生、特別研究学生及び委託学生の学生納付金は、別表－6のとおりとする。ただし、教育・学術協定を締結した大学の特別研究学生は免除することができる。

(学則の準用)

第49条 本大学院学則は、特に定めるもののほか、科目等履修生、特別研究学生、委託生、研究生及び留学生にも準用する。

第13章 自己点検・評価

(自己評価等)

第50条 本大学院は、第2条の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上および活性化を図るものとする。

2 自己点検・自己評価に関する規程は、別に定める。

第14章 雑 則

(本学学則の準用)

第51条 本学則で規定のない事項のうち必要な事項については、本学学則の規定を準用する。

(改正及び廃止)

第52条 この学則の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

薬科学専攻 博士前期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
共 通 選 択 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生薬科学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
創 薬 コ ー ス	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	薬科学大学院特別講義		1	
漢 方 薬 学 コ ー ス	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
共 通 必 修	薬科学研究論文	4		
	課題研究	16		
合 計		20	24	

2 履修方法

大学院に2年以上在学し、共通必修科目20単位に加え創薬コース5単位以上または漢方薬学コース5単位を修得し、さらに共通選択科目から5単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

薬科学専攻 博士後期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	自由	
自 由 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生科薬学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
必 修 科 目	薬科学大学院特別講義	1		
	課題研究	1 5		
合 計		1 6	2 3	

2 履修方法

大学院に3年以上在学し、共通必修科目16単位を修得しなければならない。

自由科目は、他の大学院修士課程等を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。

薬学専攻 博士課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
選 択 科 目	分子薬科学特論		2	
	バイオロジクス創薬特論		2	
	臨床生化学特論		2	
	臨床薬理学特論		2	
	臨床薬物送達学特論		2	
	臨床薬物評価学特論		2	
	分子衛生薬学特論		2	
	漢方医療薬学特論		2	
	総合医療薬学特論		2	
	ファーマコメトリクス演習		1	
精密分析機器特別演習		1		
必 修 科 目	臨床薬学大学院特別講義	1		
	課題研究	20		
合 計		21	20	

2 履修方法

大学院に4年以上在学し、必修科目21単位および選択科目9単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

別表－4

(入学検定料及び学生納付金)

種 別		金 額	備 考
入学検定料		30,000円	
学 生 納付金	入 学 金	300,000円	(注)
	授 業 料	800,000円	
	施設充実費	300,000円	2年次以降

(注) 本学学部卒業生及び本学博士前期課程修了者は、入学金を免除する。

別表－5

(論文審査料)

区 分	金 額	備 考
修 士 論 文	10,000円	
博 士 論 文	100,000円	

別表－6

(科目等履修生等納付金)

項 目	納 付 金 額 (月額)
科目等履修生	1件または1科目につき、10,000円
委 託 生	
研 究 生	
留 学 生	
特別研究学生	
外 国 人 学 生	第35条を適用